◆◆◆ 動 産 公 売 参 加 の 手 引 ◆◆◆

上越市 財務部 収納課

＜公売とは＞

公売は、各行政機関が税金等の滞納者から差し押さえた財産を、国税徴収法等に基づき売却する手続の一部です。今回の公売で落札された物件の買受代金は、滞納者の未納の税金等に充当されます。

＜公売参加資格・買受人の制限＞

「公売」は差し押さえた動産を入札等によって売却する制度で、原則として誰でも参加することができます。ただし、次に該当する者は公売動産を買い受けることができません。

(1) 法令の規定により買受人になることができない者

(2) 滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

(3) 公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売動産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

(4) 暴力団及び暴力団員である者又はこれらの者と密接な関係を有する者

(5) 未成年、被保佐人又は被補助人

■入札物件の公開から物件引渡しまでの流れ

① 入札物件の公開

・日 時　令和 8 年 12 月 1 日（火）から 12 月 4 日（金）まで
　各日の午前 10 時 00 分から午後 3 時 00 分まで ※事前連絡が必要です。

・場 所　上越市三和区内車庫 （上越市三和区井ノ口 444）

② 入 札

・日 時　令和 8 年 12 月 9 日（水）午後 2 時 00 分
　受付開始　午後 1 時 30 分

・会 場　上越市役所木田第一庁舎 3 階 301 会議室

③ 売却代金の納入

令和 8 年 12 月 16 日（水）午後 2 時まで

④ 車両名義変更等の手続

③代金の納入確認後、市で名義変更・抹消登録等の手続を行う。

⑤ 物件の引渡し 令和 9 年 1 月 29 日（金）午後 3 時 00 分まで

書類を確認後、現状渡しとなります。③代金の領収証書を持参してください。

■入札の概要

１　　入札物件

大型自動二輪車２台（別紙仕様書のとおり）

２　　入札の方法

(1) 上越市が定める最低売却価格以上の金額で、最高の金額をもって入札した方を落札者とします。

(2) 同額による最高の金額で入札した方が２人以上いる場合は、再入札で落札者を決定します。なお、再入札においても同額の場合は、くじで落札者を決定します。

３　　入札物件の公開

車両の内外装等を公開します。試運転はできません。

車両の状態等については、専門的な知識を有しない職員の目視により確認しており、正確な内容を保証するものではなく、全ての車両状況を確認していません。いかなる場合でも、返金、返品・交換はできませんので、状態が気になる方は、必ず公売物件を確認してください。

(1) 日 時　　令和８年 12 月１日（火）から 12 月４日（金）まで

各日の午前 10 時 00 分から午後３時 00 分まで

※事前連絡が必要です。受付後に日程調整をします。

連絡先：上越市 財務部 収納課 滞納対策係 電話 025-520-5656

(2) 場 所　　上越市三和区内車庫 （上越市三和区井ノ口 444）

４　　入札及び開札

入札時間に遅れた場合は、辞退とみなします（途中入場はできません。）

入札方法の説明後に入札を行い、その場で開札し、落札者と落札金額を発表します。

入札当日は、車両状態等の説明は行いませんので、この「手引」をご覧のうえ、不明な点はあらかじめお問い合わせください。

(1) 日 時　令和８年 12 月９日（水）

受付開始　午後 1 時 30 分

入札　　午後 2 時 00 分から午後２時 05 分まで

開札　　午後 2 時 07 分

(2) 会 場　上越市役所木田第一庁舎 3 階 301 会議室

(3) その他　・開始後は、会場への入室はできません。

・公売前に滞納となっている市税が完納した場合は、公売中止となります。

５　入札に必要な書類等

必要な書類等		備考
入札書		入札当日、会場で配布します。 ・個人参加の場合は、自署により押印省略できます。 ・法人の場合は、代表者印をご持参ください （委任状を提出する場合は不要です）
本人の場合	身分証明書等の提示	運転免許証又はマイナンバーカード等を提示してください。
代理人の場合	委任状	市ホームページからダウンロードできます。 使用する印鑑は、提出書類全て同じものを使用してください。 ・法人の場合は代表者印を押印してください。

６　入札の無効

以下の各号のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。(2)(3)については、特に不備がないか入札前に確認をお願いします。

(1) 参加資格のない者がした入札

(2) 入札書の記載事項等に不備がある入札

(3) 金額を訂正した入札

(4) 明らかに連合によると認められる入札

(5) 入札に際し、不正な行為があると認められた入札

７　入札保証金及び契約保証金

免除

８　最低売却価格

仕様書のとおり

９　売却代金の納入

(1) 売却代金は、入札書に記載された金額とします。

(2) 売却代金は、収納課窓口での現金納付若しくは市の指定口座による振込み（振込手数料をご負担いただきます。）です。令和 8 年 12 月 16 日（水）午後 2 時までに全額納入してください。

10　物件の引渡しの期限

(1) 日時 令和9年1月 29 日（金）午後3時00分まで

(2) 注意事項

① 名義変更手続は、上越市で行います。

② 車両の運搬等の移動にかかる費用負担は、落札者が行ってください。

③ 現物の引渡しは、売却代金の入金及び名義変更手続の完了後とします。

④ 代金納付後のクレームや返金、返品・交換等は一切受け付けできません。

⑤ 物件の引渡しは、現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見した場合でも、市は一切の責任を負いません。

⑥ 保管場所運用上の都合により、車両を公開時の位置から敷地内で移動することがありますのでご承知おきください。

11　問合・書類提出先

上越市 財務部 収納課 滞納対策係

〒943－8601　上越市木田1丁目1番3号

電話 025-520-5656（直通）